

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、川越都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

## I. 川越都市計画区域における位置等

川越都市計画区域は、埼玉県のおぼ中央部、都心から約40km圏に位置しています。

また、川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、川越市、日高市及び川島町の行政区域の全域です。

### 【3・4・50号旭ヶ丘南通線】

本路線は、3・4・35号高萩駅北通線を起点とし、3・4・49号別所通線へ至る延長約320m、幅員16mの幹線街路です。

### 【3・4・54号高萩旭ヶ丘線】

本路線は、3・4・50号旭ヶ丘南通線を起点とし、3・4・31号原宿旭ヶ丘線へ至る延長約660m、幅員18mの幹線街路です。

## II. 変更理由

日高市の旭ヶ丘松の台地区の市街化区域への編入に伴い、地区内における骨格となる交通路線を形成するため、3・4・54号高萩旭ヶ丘線を追加し、また、3・4・50号旭ヶ丘南通線の一部区間の幅員を変更するとともに、併せて車線の数を決定するものです。

## III. 変更の内容

名 称	幅員	車線数	延 長	内 容
3・4・50号 旭ヶ丘南通線	16m	2車線 (-)	約320m	一部区間の幅員の変更 (3・4・49号別所通線との交差部の幅員17.5mを16.75mに変更) 車線数の決定
3・4・54号 高萩旭ヶ丘線	18m	2車線	約660m	追加

#### IV. 関連する都市計画

本都市計画道路の変更にあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）
- ② 区域区分（埼玉県決定）
- ③ 用途地域（日高市決定）
- ④ 防火地域及び準防火地域（日高市決定）
- ⑤ 下水道（日高市決定）
- ⑥ 土地区画整理事業（日高市決定）
- ⑦ 地区計画（日高市決定）